

『学校音楽教育研究』編集規定

1. 本誌は、日本学校音楽教育実践学会の機関誌であり、毎年定期的に（当年度 1 回）発行する。
2. 本誌は、原則として本学会員の原著論文、図書・資料紹介、その他会員の研究活動および音楽教育界、本学会の動向等に関する記事を掲載する。
3. 本誌に原著論文、図書・資料紹介、海外教育動向等の掲載を希望する会員は、所定の投稿要領に従って原稿を作成し送付する。なお、編集委員会の依頼による会員および非会員からの寄稿も含む。
4. 原著論文の掲載採否は、編集委員会およびそこから依頼した複数の審査員の査読の結果等に基づき、編集委員会の合議によって決定する。ただし査読の結果、内容の変更を求めることがある。また投稿本数が多い場合、同一会員の連続掲載ができないことがある。
5. 原著論文以外の原稿（以下、その他の原稿）は、編集委員会の合議によって掲載を決定する。
6. 原著論文およびその他の原稿は、原則として返却しない。
7. 執筆者による校正は初校までとする。その際修正は認められない。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担してもらうことがある。
9. 本誌に掲載したすべての著作物の著作権は本学会が所有する。著作物の全部または一部についての使用許諾については、本学会代表理事が行う。